

長崎奉行所西役所等遺跡群の
調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 Ⅱ

(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)

2019年(平成31年)2月27日 水曜日

長崎市議会議長 五輪清隆 様

陳情人

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭

連絡先 電 話
携帯電話



長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情 II (サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)

I. 長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲について、以下、認識します。

1. 長崎奉行所西役所等遺跡

サン・パウロ教会跡/ご上天のサンタ・マリア教会跡/イエズス会本部跡、糸割符宿老会所跡、長崎奉行所跡、長崎奉行所西屋敷(西役所)跡、長崎会議所跡、長崎裁判所跡、九州鎮撫長崎総督府跡、長崎府跡、広運館跡、第六大学区一番中学校跡、第五大学区第一番中学校跡、広運学校跡、第二代長崎県庁跡、第三代長崎県庁跡、第四代長崎県庁跡、第五代長崎県庁跡

2. 大波止遺跡

3. 築地遺跡

江戸町跡、高木作右衛門屋敷と五カ所町人屋敷跡、長崎奉行所東屋敷跡、船番屋敷跡

II. 長崎奉行所西役所等遺跡群に関わる歴史の推移

“永崎浦の岬一長か崎の岬”は、平成以降の発掘調査により、万才町遺跡、興善町遺跡、桜町遺跡より縄文期の土器残欠又黒曜石の石鏃等、万才町遺跡より縄文期の石斧の検出、長崎公会堂跡魚の町遺跡での複数の弥生後期土器残欠の検出、万才町遺跡より二地点で中世の五輪塔の残欠の検出、興善町遺跡より弥生後期の石棺墓底部の検出又古墳時代前期の集落の中心的人物の墳墓に副葬と考えられる和製の三角縁四獣鏡又中世の五輪塔の残欠の検出、桜町遺跡より中世の土坑墓より二十代女性人骨検出、又、一帯より宋時代明時代の複数の中国産の青磁・白磁の検出もあり、当該地は広範囲に縄文弥生期の生活圈であり、岬は弥生後期から又中世は鶴城桜馬場を拠点とする肥前丹治比氏である永崎氏勢力下の長崎浦地域の墓域であったと想定でき、又、長崎浦の中国との交流を裏付けています。

また、当地に森崎神社があったとも云われます。当該岬は、先史時代よりの日本人の生活圈であり又習俗的な場として位置付けることができそうです。

ローマ・カトリックと大村氏による岬の教会や最初の六町以降の町立ては、古代からの当地域の日本人の歴史上民俗上に連綿と継承された墓域を破壊削平してなされたと想定できます。

元龜二年(1571年)六町の町立て及びサン・パウロ教会(岬の教会)等建設一天正元年(1573年)から天正二年(1574年)と推測できる大村の三城七騎籠時の長崎の戦い一天正六年(1578年)深堀茂宅と長崎の戦い一天正八年(1580年)長崎が教会領となる一天正十六年四月二日(1588年)付豊臣秀吉は鍋島飛騨守直茂を長崎の代官に任命、同年五月十六日付五ヶ条掟書(長崎が公領となる)一文禄元年(1592年)長崎奉行所を本博多町に設置一(慶長三年八月十八日(1898年9月18日)豊臣秀吉薨去)一慶長三年(1598年)岬の教会にセナリヨ・コレジヨと印刷所を移転一慶長六年(1601年)ご上天のサンタ・マリア教会(被昇天の聖母の教会)(慶長八年(1603年)徳川家康征夷大將軍に任命され幕府を開く)一(慶長十年(1605年)代官村山等安大村喜前と交渉し大村領長崎村を公領となし浦上西村・浦上北村・口別当・外目村・

家野村の一部計1898石4斗9升8合を大村氏に渡す、長崎甚左衛門長崎村長崎新町の収公により失地長崎を退去)

慶長十九年(1614年)長崎の諸教会破壊、外浦町に糸割符宿老会所設置、寛永十年(1633年)長崎奉行二人制となる、本博多町の屋敷を東屋敷/西屋敷に分けて呼称、本博多町の長崎奉行屋敷から出火、5-6町を延焼、外浦町の糸割符宿老会所も類焼、奉行屋敷と敷地交換し、外浦町に奉行所を建設、寛文三年(1663年)寛文の大火、空前の大火、総町66町内3町無事6町半焼57町全焼、奉行所・寺社33及び獄舎など焼く、奉行所の再建にあたり奉行所東側の高木作右衛門屋敷と五カ所町人屋敷を西浜町の土地と交換して奉行屋敷を拡張、在来地に西屋敷、拡張部分に東屋敷を建てる一寛文十一年(1671年)奉行牛込忠左衛門、就任と同時に奉行所の分離建設を幕府に申請、同年中に許可一(寛文十二年(1672年)長崎市街内町26町外町54町77町丸山寄合出島合わせて総町80町となる)一延宝元年(1673年)大目付井上筑後守長崎下向時立山屋敷跡に奉行所を竣工し外浦町の東役所(東屋敷)を移し立山役所、旧役所を西役所と称す一延宝二年(1674年)東屋敷跡地に船番屋敷十七軒が建てられる

安政二年(1855年)長崎奉行所西役所内に活字判摺立所を創設、長崎海軍伝習開設一安政四年(1857年)長崎奉行所西役所内に語学伝習所を発足、第二次長崎海軍伝習開始、医学伝習成立、長崎製鉄所着工一安政五年(1858年)長崎奉行所西役所内の語学伝習所を岩原屋敷内の奉行支配組頭永持享次郎宅に移し英語伝習所と改める一安政六年(1859年)長崎海軍伝習閉鎖、長崎開港一万延元年(1860年)井伊直弼、活字判摺立所の廃止令を出す一文久元年(1861年)活字判摺立所、蕃書調所の命により印刷施設の大半を江戸へ送り事実上閉鎖一文久二年(1862年)英語伝習所、片淵郷組屋敷内の乃武館内に移り英語稽古所(英語所)と改称(頭取中山門太)一文久三年(1863年)英語所が立山奉行所の東長屋に移る、英語所が江戸町の元五カ所宿老会所跡に移転し洋学所と改める一慶應元年(1865年)語学所が新町の長州屋敷跡に移り済美館と改称

慶應四年(1868年)西役所を長崎会議所と改める、各藩の合議制による治安維持を決し列藩は誓約書を認める、長崎裁判所(民政機関)を外浦町に置き旧天領を管理、沢宣嘉の長崎裁判所総督兼任を発令(大村丹後守が長崎取締として総督を補佐し警備を担当する)、沢宣嘉長崎に入港、長崎会議所を廃止し長崎裁判所が正式に発足、長崎裁判所に九州鎮撫長崎総督府を置く、長崎新町の済美館を広運館と改め立山役所跡に移す、長崎裁判所を長崎府に改め長崎総督府を廃止沢総督が知府事に就任、長崎府が旧幕府所有の長崎製鉄所を接收、広運館の学制を改め洋学局のほか本学(国学)・漢学の二局を新設し各局学事章程を定める、長崎府庁を立山役所跡に移し府庁跡(西役所)に広運館を置く、(明治と改元)、精得館を長崎府医学校と改称一明治二年(1869年)長崎府を長崎県に改め判事野村盛秀が知事に任ぜられる一明治五年(1872年)学制改革[八大学区制]、広運館を第六大学区一番中学校と改称、太陽暦を実施一明治六年(1873年)学制の変更[七大学区制]長崎は第六大学区から第五大学区へ、第五大学区第一番中学校を広運学校と改称し専ら外国語を教授することになる、県庁舎の土地建物と広運学校の土地建物を交換し県庁舎を新築することになる、広運学校の校舎を立山屋敷に移す、県庁舎建設のため仮庁舎を萬歳町の高木邸に設ける一明治七年(1874年)広運学校を長崎外国語学校と改称、更に長崎英語学校と改める、西役所跡に新築した県庁舎が開庁(洋風木造二階建)、台風が中心が長崎を通過し風速60mの暴風に県庁舎が全壊・諏訪社の青銅大鳥居も倒壊など被害甚大、立山の長崎外国語学校敷地の一部に官立長崎師範学校を設立一明治八年(1875年)官立長崎師範学校が岩原郷に新築落成一明治九年(1876年)新築の県庁舎が開庁一明治44年(1911年)外浦町に県庁舎が完成一昭和20年(1945年)8月9日午前11時2分長崎市に原爆投下:正午過ぎ第二次火災で長崎県庁他30カ町が全焼一昭和22年(1947年)県庁仮庁舎が立山町に完成し勝山国民学校と県立長崎高等女学校の仮事務所から移る一昭和28年(1953年)外浦町に長崎県庁舎完成一立山庁舎から移転
平成30年(2018年)1月長崎県庁舎が尾上町の長崎魚市跡へ移転。

Ⅲ. 長崎奉行所西役所等遺跡群の性格

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の性格について、以下、理解します。

1. 先史時代から中世

- (1) 長崎地域は、先史時代より長崎県地域等一帯が日本/東シナ海域を囲む地域の海洋性文化圏の構成地域であると考えられます。
- (2) 縄文期は地域一帯が人々の生活圏であったと考えられます。
- (3) “永埼浦の岬”は弥生後期以前から又中世は肥前丹治比氏である永埼氏勢力下の長崎浦地域の墓域であった可能性が想定できます。
- (4) “永埼浦の岬”の地域に森崎神社があったとも云われます。
- (5) 一帯は古来よりの日本人の生活又は習俗的な場として位置付けることができます。

2. ローマ・カトリックと大村氏による町

(1) 元亀二年(1571年)六町の町立て及びサン・パウロ教会(岬の教会)等建設を契機に、長崎氏の拠点である鶴城及び桜馬場一帯から当該地に町の中心が移り、当該地は地域の政治経済の中心となり、又、世界に知られ、世界と日本の関係を基盤に広範囲に世界と日本に影響を及ぼすようになりました。

(2) 町の発展

・第一期: 元亀二年(1571年)最初の六町の町立て(島原町大村町外浦町平戸町文知町横瀬浦町: 司祭フィゲイレドは、大村純忠がまだ生きている事を知ると、キリシタンを集めて協議し、岬を切り開き、木の柵を建て、防衛を強化した。フロイス『日本史9』第二第六章: 六丁を巡る高岸の下をすべて総堀とし、さらに東北部も六丁町の脇まで堀を掘り、総堀と繋いだ。『長崎実録大成補遺』)

・第二期: 天正十二年(1584年)頃までの計十一町(博多町樺島町今町五島町内下町を建添: 北側には大堀が掘られ: 高台と低地の境には要塞(石垣)が積まれる)

・第三期: 文禄元年(1592年)から慶長元年(1596年)に建てられた計二十三町(江戸町浦五島町本興善町後興善町金屋町豊後町引地町桜町内中町小川町船津町新町を建添: 文禄元年(1592年)本博多町に奉行所を築くため南側の島原町と本博多町境に一ノ堀を掘削、慶長元年(1596年)二ノ堀と三ノ堀を掘削: 内町)

※ この時期までの長崎の岬の丘の町は、小規模ながら、西洋式の城館(この場合教会等)と広場を中心とし市域を城壁に内包する城塞都市の意義と構造を有します。

(3) 日本イエズス会管区長のデ・ルカ・レンゾ氏は長崎総合科学大学長崎平和文化研究所「平和文化研究第39集(2019年1月)」に論文を寄稿し、長崎の岬の先端のイエズス会本部の教会等の活動について報告しています。当該報告で、本部の教会が当地での社会全般に関わるものであったが批判もあったこと、当該協会が「長崎の顔」になっていたようであり記録の出版により限られた人間にしろヨーロッパでも知られたこと、本部敷地内にあった墓地に埋葬されたイエズス会員について確認できるだけでルイス・フロイスを含む18名の名前と情報、なかで伊東マンショについて、残る資料に見える卓越した外交能力より日本外交史に欠かせない存在と指摘、墓地の移動のあったこと、敷地の発掘調査により墓地の移動に関する解明のあることへの期待、印刷機とその関連の

施設の動向、を報告し又は表明され、最後に、「ここで紹介したイエズス会の本部とそこに埋葬された会員は日本と世界の歴史に大きな影響を与えたと断言できよう。…」と所感しています。

(4)ローマ・カトリックと大村氏によって建設された新しい町は、日本の各地で遭難するキリシタンが集まる避難所(アジール:独:asyl、仏asile、英asylum:聖域・自由領域・避難所)としての性格があります。

(5)ローマ・カトリックと大村氏によって建設された新しい町は、日本の中世に於ける、後北条氏による城下町小田原、又、博多や堺のような自治都市などに共通する、新しい中世の町の要素を有すると考えられます。

3. 近世都市長崎

(1)近世都市長崎は、中世の西洋式城塞都市を内町として中心部に継承し、その外郭に近世に入って外町を順次形成し、寛文十二年(1672年)長崎市街内町26町外町54町77町丸山寄合出島合わせて総町80町として形を整え、長崎奉行所西役所と長崎奉行所立山役所を両端に長崎浦の岬の南北の丘の町と通路を背骨として、肋骨状に東西に町割りと通路を抱え、時津、矢上、茂木、野母崎からの往還の人々を受け入れ、寺社を町の周縁山稜基部に集約し、花街と唐人屋敷を町の外郭の谷地に囲む、その空間構成は組織的で特徴的あり、且つ、長崎奉行の駐在所としての近世城下町の形態を有し、長崎内港外港及び近郊には、台場や陣屋や烽火台を配し、鎖国時代の日本の対外の四つの口(松前、対馬、長崎、薩摩)、の内の唯一の幕府の直轄地として、情報、軍事、交易の都市としての機能を整えます。

(2)近世都市長崎では、長崎奉行と地役人による行政運営がなされ、地役人に自治都市の要素が継承されたと考えられます。

(3)長崎の蓄積と日本開国

近世都市長崎では、18世紀末には蘭学が成熟し、之が、江戸に東漸して、全国に拡散します。

都市長崎は、中世より蓄積された世界の情報と情報処理技術と九州各藩による長崎警備と海防の整備により、19世紀の日本の開国に際して、西洋諸国との交渉、開国の二国間条約の締結、西洋文明の体系的な導入、万事、その正規の舞台となります。

日本の情報収集と開国への道のりには、長崎の出島のオランダ商館の存在が、江戸後期には最後の商館長ドンケル・クルチウスや長崎奉行水野筑後守忠徳の長崎への着任が特別な役割を果たすと考えられます。

幕府は、鎖国政策の当初より海外情報を重視し、貿易許可条件としてオランダ人と通詞により長崎で作成される風説書やオランダ人の江戸参府によって情報収集しました。

幕府の情報収集の対象は当初はカトリックの日本周辺諸国での動向でしたが江戸後期には西洋近代の動向へと変化したと云います。

アヘン戦争を契機としてオランダ領東インド総督は詳細な情報として別段風説書をバタフィアの政庁で調製し日本に送付することを殖民局長官に命じます。1840年送付分の別段風説書第一号はアヘン戦争の情報です。

オランダ領東インドの高等法院司法官からあえて降格人事で日本商館長に任命されたドンケル・クルチウスは、アメリカ合衆国とペリー准将の日本来航の準備の情報の別段風説書と総督の書翰と日蘭条約草案の抜粋を携えて嘉永五年(1852年7月)来崎、携行

した書面を提出し、嘉永五年(1852年11月)出島のオランダ商館長に就任しました。1853年送付分の別段風説書は、ペリー海軍少将の日本遠征の行動予定とプチャーチン海軍中将のアメリカ艦隊偵察の動向などが記されています。

1858年バタフィアのオランダ政庁からの別段風説書の送付は中止となり、1859年ドンケル・クルチウス自身が日本で作成し幕府に提出した二通の別段風説書が最後の風説書となります。

嘉永六年六月三日(1853年7月8日)アメリカ東インド艦隊司令長官マシュー・ペリーが浦賀に入港(ミシシッピ号以下四隻)、嘉永六年六月十二日(1853年7月17日)ペリーが一時退去、幕府は、ペリーに次回は長崎に行くように伝えたと云います。

嘉永七年一月十六日(1854年2月13日)ペリーが横浜沖に再来日(サスケハナ以下七隻)、嘉永七年三月三日(1854年3月31日)日本とアメリカ合衆国がアメリカ東インド艦隊司令長官マシュー・ペリーと大学頭林復齋によって日米和親条約を武蔵国久良岐郡横浜村字駒形の応接所で締結します。

その翌年より四年間、幕府とオランダ国の共同の国際事業にて長崎でオランダが長崎に教官隊を派遣し又幕府が江戸より長崎に伝習生を派遣して長崎海軍伝習が実施されます。

長崎奉行所西役所が、大波止とともに、長崎海軍伝習の拠点となります。

(長崎海軍伝習所)

幕府は、長崎海軍伝習によって、日本で初めて、近代西洋の文明を国家として計画し且つ体系的に導入します。オランダ国とオランダ人教官達も、精力的に日本人の要望に応え、日本人は之を吸収します。中世から近世を通じて長崎に連続的に蓄積され江戸を介して全国に拡散した情報が基盤になったと考えられます。

長崎海軍伝習は安政二年(1855年)に開始、安政四年(1857年)第二次派遣教官隊が派遣されて第一次派遣教官隊と交代、又医学伝習が成立し長崎製鉄所の建設が始まり、安政六年(1859年)迄四年間実施の後閉鎖、幕府は海軍拠点を完全に関東に移管、一方医学伝習と長崎製鉄所は継続、英語伝習は形と場所を変え、医学伝習所は養生所/精得館に発展、明治の御一新を経、直接に長崎大学医学部・薬学部/三菱重工業株式会社長崎造船所、土地/施設/組織/蔵書を介して長崎大学教育学部・経済学部/県立東高・西高/市立商高/高島炭鉱等へ継承と想定できます。

長崎海軍伝習は、幕府の横浜製鉄所・横須賀製鉄所、明治の日本の海軍、鉄道、造船・重機械工業、天文台と気象台、灯台と水路図誌、数学教育等に人材を輩出し、更にその学統は世界に人材を輩出し、日本の近代化と世界の福祉に貢献しました。

(12)長崎で締結された日本開国の四つの条約

ブライアン・バークガフ二氏は、2019年(平成31年)1月20日日曜日の長崎新聞“サンデーカルチャー”連載記事『ながさき異聞 58』で、嘉永七年の秋に英国と日本は「日英和親条約」を長崎奉行所西役所で調印したと、当地当施設に於ける、歴史学上重要な出来事を、指摘しています。

長崎では、以下の日本開国の条約が締結されています。

○嘉永七年八月二十三日(1854年10月14日) 日英和親条約 長崎で締結
(英国東インド・中国艦隊司令ジェームズ・スターリング、長崎奉行水野忠徳、長崎目付永井尚志)

○安政二年十二月二十三日(1856年1月30日) 日蘭和親条約 長崎で締結
(出島オランダ商館長ドンケル・クルチウス)

・安政四年四月(1857年)水野忠徳長崎奉行を兼帯、目付岩瀬忠震と長崎に出張
○安政四年八月二十九日(1857年10月16日)日蘭追加条約 長崎で締結
(ドンケル・クルチウス、水野忠徳、荒尾成允、岩瀬忠震、自由貿易への移行を前提とした貿易規制の緩和、出島への商人の出入りと取引自由：日本で最初の通商条約と云われます。)

○安政四年九月七日(1857年10月24日)日露追加条約 長崎で締結
(プチャーチン、水野筑後守忠徳、岩瀬忠震)

4. 近代都市長崎

(1)長崎の岬の丘は、近代を通して、遺跡としての江戸期の遺跡としての長崎の“土地の造形”が比較的よく保持されたと推測します。

(2)長崎の岬の周辺部は、長崎港湾改良工事や中島川の変流工事により埋立や開削が行われ、近代の遺跡としての“土地の造形”が出現します。

(3)昭和20年(1945年)8月9日午前11時2分長崎市に原爆投下：正午過ぎ第二次火災で長崎県庁他30カ町が全焼します。

当該遺跡は、原爆被爆と二次火災の遺跡です。

(4)近世近代の都市長崎は、日本の近代の始まりと日本の近代の終焉の地です。

5. 現代と長崎

(1)日本開国と世界

日本開国は、幕府が選択した我が国にとって重要な国策であり、長崎において生起する様々な事象を契機とします。

日本開国は、我が国の歴史上の過去と未来に係る将来に亘って普遍的な結節点です。日本開国と、続く明治の御一新以降の日本の国民国家及び主権国民国家としての存続が、現在の西欧文明諸国以外の国々の主権国民国家としての形成と在り方の先駆であり、この意味で日本開国が地球規模の現代の世界の社会の在り方に広範な影響を与えている、と考え得ます。

日本開国の後、明治の日本では自由民権運動が勃興し、大日本帝国憲法が発布されて立憲政治が発足、孫文、黄興、章炳麟等は、東京で中国人留学生達を基盤に中国革命同盟会を結成し、日本の自由民権運動関係者達は之を支援、辛亥革命が成功して孫文達の国民党政府は中国で最初の共和国を形成し、第二次大戦後の共産党の中国では、アフリカ諸国を援助しアフリカ諸国の独立を助けたことが知られています。

日本の自由民権運動関係者達は、フィリピンの共和国政府、ロシア革命、インド独立運動、韓国の運動を支援しています。孫文やこの時期の自由民権家達の思想は幕末の長崎の思想に連動している可能性があります。

IV. 長崎奉行所西役所等遺跡群の遺跡の実態

1. 長崎奉行所西役所等遺跡

記念物として、遺跡の外周の石垣が良く保存され、土地造成の水平面もおおよそ保存されていると推測でき、複数の絵図や古写真や原子爆弾被爆後の写真などの遺跡の補完資料との比較により、踏査等によって遺跡としての“土地の造形”の全体が概略把握できます。

2. 大波止遺跡

埋蔵文化財として、絵図や先人の研究成果により、踏査等によって概略の位置や形状が把握できます。

3. 築地遺跡

埋蔵文化財として、絵図や先人の研究成果により、踏査等によって概略の位置や形状が把握できます。

V. 発掘等調査の役割

1. 行政上の役割

文化財保護行政の本来の在り方は、遺跡については、現状保存です。

遺跡は、世界に唯一、そこにしかないものですから、取扱いは不要な損壊がないよう、万全の計画と注意が必要です。

遺跡の実態や性格の把握は、遺跡保存や遺跡の遺跡としての活用、公開、整備、継承の行政措置の基盤です。不要な損壊がなく、且つ、確実な調査が求められます。

口承、又、文献資料や絵図や写真等遺跡の補完資料の収集搜索や検討も必要です。

2. 学術上の役割

調査は、学術上の課題などを踏まえ、学術の進展に資することが期待されます。

3. 十全な調査

V-1、2を踏まえ、行政が学術機関と連携し、調査指導委員会や協議会を設置し、広く世界より人民の見解を求めて検証し、確実な調査が遂行されることが望まれます。

4. 情報の公開

V-1、2を踏まえ、行政判断や調査の過程において、速やかに、随時、現地や資料等、情報を公開し、広く世界より、各会、人民の見解を収集して行政判断の過程に反映し、確実な調査が遂行されることが望まれます。

5. 当該遺跡について

私達 当会は、当該遺跡について、一帯周辺地において、先史時代から中世又近世の遺跡や遺物散布が確認され、歴史も重層的であり輻輳し、遺跡の実態についても重層し或いは輻輳することが予測され、歴史学上の価値も高く、慎重な計画的と準備に基づく繊細な発掘等調査が必要と考えます。

(1) 人類による加工以前の自然の地形即ち海岸や高岸や地山や岩石の実態、古代から中世の様子、ローマ・カトリックと大村氏による町立ての実態、近世や近代や現代における継承や改築の様子などの変化や過程やその技術が明確に確認されることが期待されます。

①治水・治山 ②土木造成空間形成(以上“土地の造形”) ③建築・建造物 ④政治
⑤生産 ⑥生活 ⑦習俗・祭祀等の視点が考えられます。

※ 人類の加工以前の自然の状態も、人類の加工に対する選択として人類の活動の範囲であり、遺跡と認識できることに留意が必要です。

(2) 長崎の岬の一帯の築地や近代の埋立て等全体との繋がりが、遺跡としての各時代各要素における関係として、把握されることが期待されます。

(3) 人類による加工以前の様子や古層の遺跡やローマ・カトリックと大村氏による町立ての実態が、可視的な遺跡の内部や基部に埋蔵文化財として内包されている可能性が充分にあります。上層部の遺跡が希薄な部位では、深部の調査が必要です。

VI. 長崎奉行所西役所等遺跡群と文化財保護法との関係

文化財保護法上において、当該遺跡は、建造物としての文化財である「有形文化財」、地上遺跡としての文化財である「記念物」、文化財が土地に埋蔵された状態のものである「埋蔵文化財」、埋蔵文化財が検出されて土地から遊離した文化財である「有形文化財」、一帯近隣の建造物との関係において「伝統的建造物群」及び、以上の混成として把握されます。

VI. 要望

1. 現代の私達 人類と遺跡

遺跡など文化財や歴史の存在は、包括的に概念として人類に普遍です。
目前の遺跡など文化財は、個別の人類の行為の集積であり
人類の普遍の個別の姿です。

私達 当会は、宇宙や自然に由来する普遍と人類に由来する普遍を考察します。

個別の人類の行為は、普遍に影響しません。
人類にとって、普遍は、所与であり、個別の人類の行為の対象の外にあるとも
考えられます。

人類は普遍を求めず、普遍は、人類によって、破壊されます。

人類は、人類の普遍と自然の普遍宇宙の真理における人類をも破壊します。

人類は、普遍の個別の姿、存在を破壊することが可能です。

普遍とその個別の存在は、現代では、公共によって賄われ理解され保持され得ると、世界の人々に、考えられているのではないのでしょうか。

普遍の個別の姿、即ち存在は、人に普遍を示唆します。

私達 当会は、普遍の個別の存在である、眼前の遺跡の保存と継承と
身近な遺跡の遺跡としての活用を、皆様に、提案し要望しています。

2. 私達 当会は、皆様に、普遍的に、遺跡を、第一義に遺跡として取扱うよう要望します。

私達 当会は、皆様に、V. 発掘等調査の役割－1. 行政上の役割、2. 学術上の役割、
3. 十全な調査、4. 情報の公開を実施し、遺跡の遺跡としての保存、並びに、遺跡の遺
跡としての活用、公開、整備、継承の方針や計画や措置の実施について、行政上の決
定がなされる以前に、他の開発等の方針や計画や措置の実施についての行政上の決
定を成さないことを要望します。

3. 長崎奉行所西役所等遺跡群の発掘等調査について

私達 当会は、皆様に、当該遺跡の発掘等調査について、V. 発掘等調査の役割－1.
行政上の役割、2. 学術上の役割、3. 十全な調査、4. 情報の公開、5. 当該遺跡につ
いてを踏まえ、当該遺跡の行政上の調査について、世界と日本全国から学者の参加
を募り、調査指導委員会を設置し、広範な関係者が参加する協議会を設置し、随時、世
界の各会人民の見解を収集し検討し行政判断に反映し、より確実な調査を遂行するこ
とを要望します。

4. 長崎奉行所西役所等遺跡群の文化財保護法上の保護の措置について

(1) 私達 当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡群について、その全域を、周知の埋蔵文化財包蔵地に決定することを要望します。

(2) 私達 当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡群について、埋蔵文化財を現状保存しつつ、石垣石段等“土地の造形”を、現状保存し、又は必要に応じて、特定の時期を定めて、文化財の保存技術保持者により、修築し又は原状回復し又は既に滅失している部分は順次再建しつつ、建造物について「重要文化財」、記念物について「史跡」とすることを要望します。

5. 長崎の岬をめぐる石垣石段石畳遺跡群の文化財保護法上の保護の措置について

私達 当会は、皆様に、長崎の岬をめぐる石垣石段石畳遺跡群について、埋蔵文化財を現状保存しつつ、“土地の造形”を、現状保存し、又は必要に応じて、特定の時期を定めて、文化財の保存技術保持者により、修築し又は原状回復し又は既に滅失している部分は順次再建しつつ、建造物について「重要文化財」、記念物について「史跡」とすることを要望します。

6. 長崎奉行所西役所等遺跡群の遺跡としての活用について

(1) 長崎奉行所西役所等遺跡

① 私達 当会は、皆様に、当該遺跡について、第一義に、歴史と想定できる遺跡の輻輳する重層性より、一部の特定の歴史を選択的に示唆しないこと、都市の空地(くうち)ーオープン・スペース(open space)を形成すること、遺跡の遺跡としての活用と遺跡としての景観、の各々の意義より、遺跡の現状を保全しつつ、“土地の造形”を再建し、現代の目的機能型又付加的建造物を造らない、永崎の岬とその遺跡を記念公園とすることを要望します。

② 私達 当会は、皆様に、当該遺跡について、第二義に、日本開国が、日本と世界に普遍的な影響を与えていること、又、歴史上の都市長崎なかでも長崎奉行所西役所がその具体的な舞台であること、中世に形成されたローマ・カトリックと大村氏による要塞(石垣)が近世を通して継承され修築改築されたであろうこと、部分部分で修築され続けた石垣群と長崎奉行所西役所の建築の時代様式が一致すると考え得ること、長崎奉行所西役所の平面図や写真が遺跡を補完する図像資料として複数伝存すること、当該の歴史を確認する契機となること、以上より、遺跡の現状を保全しつつ、“土地の造形”を再建し、長崎奉行所西役所を再建することを要望します。

③ 長崎において、“和・華・蘭・洋”に関わる遺跡や建築物のうち、唐四ヶ寺、出島遺跡、南山手及び東山手居留地及び洋館群に比べ、和の遺跡と建築物は、料亭建築が近年その経営上の要件等により相次いで又国の登録文化財であっても破壊され今後も保存に困難が伴うと考えられ、小島の高島秋帆邸遺跡があるものの、和の遺跡と建築物は、長崎を代表するものが希薄です。

再建された長崎奉行所西役所と一帯の遺跡は、長崎を代表する、格式をそなえた様式の“和”の遺跡と建築となり、多くの人々が日常的に接することができ、自由に利用/活用できる、ほぼ長崎唯一の伝統的な且つ容量のある“和の空間”となります。

(2) 大波止遺跡

私達 当会は、皆様に、大波止遺跡について、遺跡の現状を保全しつつ、“土地の造形”を再建し、漸次遺跡記念公園として整備し、同時に、長崎くんちの御旅所を旧復することを要望します。

(3) 築地遺跡

私達 当会は、皆様に、築地遺跡について、遺跡の現状を保全しつつ、“土地の造形”を再建し、一帯における庭園機能を視野に、遺跡の景観に配慮した小規模の迎賓館やレストランや能舞台を設置し、長崎奉行所西役所等遺跡、大波止遺跡、出島遺跡、伝統的な風情を残し新しい活躍もある江戸町商店街と一体の活動展開を、皆様に、提案し要望します。

7. 「日本開国」を主題とする『日本遺産』の認定の取得

『都市長崎よりの日本開国 ～山と海・坂と空・水・都市遺跡のハーモニー～』

私達 当会は、遺跡—文化財は、人類が、言語や概念を越えて、知覚できるその故にこそ、人類に、人類を、人類の、世界の普遍性へ誘導する可能性を形成する、と理解します。

私達 当会は、遺跡と歴史の保存と活用を皆様に提案し要望しています。

私達 当会は、世界やアジアと共鳴する長崎の古代から現代に至る多くの遺跡など文化財や蘭学の成熟や長崎くんちや卓袱料理、日本の中世までの国力の蓄積や出島のオランダ商館の存在や長崎での英・蘭・露との合計四つの日本開国の条約の締結や長崎海軍伝習の実施や五港開港、即ち日本開国と近代化や原子爆弾被爆による日本の近代の終焉と現代の始まりなど、長崎の歴史遺産と学問・習俗と歴史・風土、その活用を街づくりの一環として、長崎について、日本開国を胎蔵し、国際条約交渉と締結、又、近代西洋文明導入の場として、当時、日本で唯一之が可能な都市と理解し、又、日本開国を、日本の過去の全てと現在と未来の全ての結節点と捉え、“都市長崎からの日本開国”を切り口として、地域の歴史的魅惑や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定する『日本遺産』の取得を、皆様に、提案し要望します。

日本開国は、地球規模の世界と日本の歴史と社会に対し、普遍的な影響を与え、その画期をなす意義を有します。

私達 当会のこの提案と要望は、「長崎奉行所西役所等遺跡群」(教会等遺跡～長崎奉行所西役所遺跡、大波止遺跡、築地遺跡)や「出島遺跡」や長崎内外港の多くの台場遺跡や陣屋遺跡や烽火台遺跡等や「小曾根家造営遺跡」や「南山手東山手外国人居留地遺跡」や「養生所/(長崎)医学校等遺跡」や大浦天主堂を中核に捉え、永崎の岬の万才町遺跡、興善町遺跡、桜町遺跡一帯での縄文期の土器残欠、石鏃、石斧の検出、長崎公会堂跡魚の町遺跡での複数の弥生後期土器残欠の検出、万屋町遺跡での中世の五輪塔残欠の検出、興善町遺跡での弥生後期石棺墓底部、古墳時代前期の和製の三角縁四獣鏡、五輪塔残欠の検出、桜町遺跡より中世の土坑墓より二十代女性人骨検出、

に係る弥生後期から中世の墓域の想定、又、一帯より宋時代明時代の複数の中国産の青磁・白磁の検出され中国との交流を裏付けるなど、長崎地域での縄文弥生古墳時代中世の生活の痕跡を踏まえて(旧石器時代の想定はどうか)、先史時代、古代、中世、近世、近代、現代の長崎の歴史を捉え、長崎地域のくらしの魅力はなにか、長崎地域の遺跡と歴史を通して、世界と日本の歴史が長崎地域に与えているものは何か、長崎地域の歴史が日本と世界に与えているものはなにか、を可視的な要素を交え具体的に捉えることができれば幸いと考えるものです。

※ 詳細は別途、『都市長崎よりの日本開国 ～山と海・坂と空・水・都市遺跡のハーモニー～』の資料を御参照下さい。

8. [長崎国際歴史文化都市構想]について

私達 当会は、“平地に住める街づくり”～市街維持の合理性、“斜面地保全”① 森林・畑地への還元 ② 市街保全 を基本理念とし、遺跡とその活用の概念を基盤とし、長崎の遺跡と歴史と、長崎に長い年月の間に培われ継承された土地の利用の履歴を念頭に、観光をも視野に、長崎の街の歴史的空間的構造を現代の私達 長崎の生活に継承し活かし、訪問者に長崎の街と遺跡と歴史と風土と人類の姿を紹介し理解し楽しんで頂く構想として、[長崎国際歴史文化都市構想]を作成しました。

北部:[長崎原子爆弾被爆遺跡整備構想]

・平和公園、爆心地公園、三菱重工業株式会社 長崎造船所 茂里町工場跡 等 新市街域について、漸次遺跡調査整備公開して、長崎原子爆弾被爆の様子や爆心地を提示します。

中部:[長崎歴史文化都市構想]

・旧市街域—「先史時代/古代福田氏/中世肥前丹治比氏(戸町氏・永崎氏・大浦氏・矢上氏・時津氏・大串氏等)等遺跡群」、「都市長崎遺跡(長崎総町八十町と“機能地点”:台場・陣屋-出島-新地倉地-唐人屋敷-大浦-時津-茂木-矢上-福田-潜伏切支丹居住区/中川カルルス/街道・旧道/船着)」の遺跡を保存し歴史を証徴し記念する街づくり。永崎の岬及び「長崎奉行所西役所等遺跡群」「出島遺跡」一帯の遺跡保存と整備公開並びに桜町の国立総合博物館長崎市民活動発信施設整備運用により、当該地に長崎への訪問者を受け入れる新しい“歴史的長崎”の玄関口としてランドマーク地区を形成します。

・中間域 —長崎水辺の森一帯— 旧市街域と新市街域の中間域に長崎の風土を象徴する“緑”と“水”と“空”の環境、及び、旧「長崎バンド」の歴史を背景に抽象文化活動発信拠点、既存の長崎県美術館、新しいオペラハウス/シンフォニーホール両用施設を集約整備し相乗効果を形成、各地区並びに近接する高速自動車道路である「長崎自動車道」を市内まで延長する「ながさき出島道路」又国際客船バースである「国際観光ふ頭」より接続し輻輳する都市動線を増幅し、長崎への訪問者を受け入れる新しい“現代長崎”の玄関口としてランドマーク地区を形成して、又、歴史的長崎のランドマーク地区である「永崎の岬」と対照させ、一連一帯に経済効果を波及させ、同時に、長崎市中心部の一体的市街運用と形成を目指す、その紐帯と期待します。

・新市街域 —浦上川河口東岸域— 一帯地区を再開発区域と位置づけて現代の政治行

政経済金融都市機能を集約集積し、一方でコンパクトシティの概念に沿った公共居住区と生活利便を集約した公共生活空間を形成します。

南部：[長崎国際第二中華街構想]

・柳埠頭における、行政による第二バース(birth)形成、中国・香港・シンガポール・華僑資本による一帯の自由な観光開発、により、日本人も利用可能な国際的な中華街の形成を提案します。

(1) 私達 当会は、皆様に、「先史時代/古代福田氏/中世肥前丹治比氏(戸町氏・永埼氏・大浦氏・矢上氏・時津氏・大串氏等)等遺跡群」並びに「都市長崎遺跡」について、周知の埋蔵文化財包蔵地に決定することを要望します。

(2) 私達 当会は、皆様に、「先史時代/古代福田氏/中世肥前丹治比氏(戸町氏・永埼氏・大浦氏・矢上氏・時津氏・大串氏等)等遺跡群」並びに「都市長崎遺跡」について、必要な調査を実施し、遺跡を保存し継承し活用し、その措置を講じ、主要な構造とその関連性について国指定文化財(重要文化財、史跡、登録文化財、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区等)とする措置を講ずることを要望します。

(3) 私達 当会は、皆様に、[長崎国際歴史文化都市構想]を計画し実施することを要望します。

※ 当該構想は、『都市長崎よりの日本開国～山と海・坂と空・水・都市遺跡のハーモニー～』の基盤となる構想です。

※ 私達 当会は、皆様に、「長崎奉行所西役所等遺跡群」「養生所/(長崎)医学校等遺跡」「魚の町長崎市公会堂跡旧市街今紺屋町中紺屋町本大工町遺跡」「(今紺屋町中紺屋町本大工町遺跡記念催事広場公園)」の関連整備の一環として、日本生命ビル跡及び長崎県警本部跡にイエズス会により適時「記念聖堂」を設置し、長崎家庭裁判所/長崎簡易裁判所の地即ち“大村町の医学伝習所”の地に適時「近代医学医学歴史資料館」を設置し、桜町一帯に「国立人文学芸術地理学自然科学応用科学総合博物館劇場写真美術館各種工房会議場公文書館 複合施設」を設置することを要望しています。このことにつき御理解下さいますようお願い申し上げます。

※ 詳細は、別途、[長崎国際歴史文化都市構想]の資料を御参照下さい。

VII. 添付資料

私達 当会は、次に掲げる添付資料を、本陳情書の第二章として提示します。どうぞ、御一読下さいますようお願い申し上げます。

1. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 XI (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 添付資料 2019年(平成31年)2月27日 水曜日 長崎市議会議長 五輪清隆 様 陳情人 養生所を考える会 代表 池知和恭』

2019年(平成31年)2月27日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上